

告 示

埼玉県告示第五十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

平成二十六年七月二十二日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

いなげや毛呂山ビル

埼玉県入間郡毛呂山町大字岩井二千三百八十三、二千三百八十六、二千三百七十八、二千三百七十六、千四百九十八、千四百九十九、千五百一、一、一五〇六、千五百五二、二三八九

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 遠藤正敏

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計七者

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計六者

ハ 変更年月日

平成二十五年二月一日

ニ 届出年月日

平成二十六年七月四日

二 縦覧期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年十一月二十二日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺

の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

平成二十六年七月二十二日から平成二十六年十一月二十二日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課